

医薬品のお客様へのご提供について

平素より当ゴルフ場をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、薬事法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）第24条第1項に基づき、当ゴルフ場内における医薬品の提供を中止することとなりました。同法において、医薬品の適正な提供・管理が義務付けられており、これを遵守するための措置となります。

ご来場の皆様にはご不便をおかけいたしますが、法令順守のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、体調不良や怪我など緊急の医療対応が必要な場合は、最寄りの医療機関をご案内いたします。詳細はクラブハウスまたは各ホールのスタッフまでお尋ねください。

なお、ご滞在中に必要な薬は、ご来場の際にご自身でご持参いただくようお願い申し上げます。

皆様の安全で快適なプレー及びご滞在を第一に考え、今後もサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

薬事法第24条第1項

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置することを含む。以下同じ。）してはならない。